

令和8年度 利府町児童クラブ利用案内



利用申請するまでのチェック事項

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 1.利府町児童クラブ利用案内を全てお読みの上、ご理解いただけましたか。 |
| <input type="checkbox"/> | 2.利用申込書・同意書の記載漏れはありませんか。 |
| <input type="checkbox"/> | 3.添付書類に不足・不備はありませんか。 |
| <input type="checkbox"/> | 4.過去の児童クラブ利用料に滞納はありませんか。※ <u>滞納がある場合は利用できません。</u> |
| <input type="checkbox"/> | 5.虚偽の申込みを行った際には、利用許可を取り消す場合があります。 |

利 府 町

この冊子は1年間保存していただき、必要に応じてご確認ください。

目次

1 児童クラブとは.....	1
2 対象となる児童(利用要件).....	1
3 開設時間及び休所日.....	2
4 使用料.....	2
5 留意事項.....	2
6 申込方法.....	2
【1】一斉申込.....	3
【2】通常申込.....	4
【3】長期休業期間のみ申込.....	4
7 手続きの流れ.....	5
8 必要書類.....	6
9 申込書類チェックリスト.....	7
10 よくあるお問い合わせ.....	8
11 【参考】児童クラブの開設場所及び定員・児童クラブでの生活.....	9

I 児童クラブとは

児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に児童館や小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の保護及び健全な育成を図るための施設です。

2 対象となる児童（利用要件）

児童クラブを利用する際は、以下の要件を満たしている必要があります。

- ① 利府町内に住所を有し、小学校に就学している児童であること
- ② 保護者及び同居している家族（令和8年度中に19～64歳に該当される年齢の方）の全員が次のいずれかの要件に該当すること
 - 就労のため、放課後等に家庭にいないこと

【勤務時間の条件】

- ・午後1時30分まで勤務している方（通勤時間は含みません。）
- ・5・6年生にあたる児童は午後3時まで勤務している方
(ただし、身体障害者手帳、療育手帳などの交付を受けている場合は午後1時30分までの勤務も対象となります。)
- ・新1年生の4月30日までの利用及び長期休業期間のみ利用の場合は、正午までの勤務でも該当することとします。
- ・求職活動中の方は、原則、利用対象となりません

- 昼間、自営業や内職の仕事のため保育ができないこと
- 疫病、または負傷の状態にあるか障害があること（要診断書）
- 疫病、または負傷の状態にあるか障害がある親族等を常時介護していること（要診断書）
- 出産予定日の前8週間、出産後8週間の間に該当すること
(出産後8週間が経過し、育児休暇を取得した場合は退所となります。「P2 5留意事項(2)参照」)
- 大学、専門学校、職業訓練校等に通学中のため保育ができないこと

- ③ 保護者が過去の児童クラブ利用料を滞納していないこと（きょうだいの利用による滞納も含みます。）
 - 滞納がある場合、利用要件を満たしていないため、申込書類は返却させていただきます。
 - 滞納分を収めたうえで再度申込みいただくことは可能ですが、再度お申込みいただいた日が受付日となります。

3 開設時間及び休所日

【開設時間】

平日

午後1時30分から午後7時まで

土曜日

午前9時から午後5時まで

長期休業期間(学校休業日等含む)

午前8時から午後7時まで

※土曜日は勤務証明書等により、土曜日が勤務で保育ができない事を確認できる方が利用できます。

【休所日】

日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

4 使用料

(1)児童1人につき月額3,000円となります。※利用日数に応じての日割り計算は行いません。

(2)児童クラブを全く利用しなかった場合も定額納付(3,000円)となります。(P3 5留意事項(2)参照)

(3)使用料は原則口座振替での支払いとなり、毎月25日(土・日・祝日の場合は翌平日)に当月分を引き落とします。

※口座の登録は利用決定後に案内します。

5 留意事項

(1)申込書提出後に申込みを取り下げる場合、または、利用決定後に辞退する場合は、届出が必要です。

(2)児童クラブを年度途中で利用中止する場合は、**退所日(毎月末日)の10日前までに必ず利用中止手続きを行ってください。**

(3)転校などの特別な理由により、4月1日からの利用を希望される場合は、子ども支援課までご相談ください。

【注意】次のいずれかに該当する場合は、利用を取り消すことがあります。

- ・利用児童が、保護者等による保育を受けることが可能なとき
- ・申込書の記入内容が事実と異なることが判明したとき
- ・利用児童が、児童クラブ内で集団の規律を乱すなど、他の利用児童の生活を阻害するとき
- ・その他、児童クラブの運営上、支障があるとき

6 申込方法

申込方法は3種類ありますので、下記をご確認ください。

【1】令和8年4月1日から利用の通年利用希望者 ⇒ 「**【1】一斉申込**」

【2】令和8年5月1日以降の利用希望者 ⇒ 「**【2】通常申込**」

【3】長期休業期間のみ利用希望者 ⇒ 「**【3】長期休業期間のみ申込**」

【1】一斉申込(利用希望4/1~)

令和8年4月1日からの利用を希望される方は、以下の期間内にお申込みください。

※継続で利用希望される方も、毎年手続きが必要です。自動更新ではありません!

※申込期間を過ぎてからの4月1日利用の受付は出来ませんので、ご注意願います。

(1) 新1年生

申込期間	申込場所
令和7年11月4日(火)から12月15日(月)まで ※土・日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで	子ども支援課 (役場1階③番窓口)

※申込時に簡単な面談を行います。15分程度時間を要しますので、時間に余裕があるときにお越しください。

(代理人不可)児童の同伴は不要です。(2~6年生の方も実施する場合があります。)

(2) 2~6年生(新規利用のみ)

申込期間	申込場所
令和7年11月17日(月)から12月15日(月)まで ※土・日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで	子ども支援課 (役場1階③番窓口)

(3) 2~6年生(継続利用)

申込期間	申込場所
令和7年11月17日(月)から12月15日(月)まで ※日・祝日を除く ※申込時間については、各児童クラブから配布される文書をご確認ください。	現在利用中の児童クラブ

学年、新規・継続によって申込の開始日や提出場所が異なります。

(1)~(3)のどちらに該当するのかご確認の上、申込願います。



【2】通常申込(利用希望5/1~)

【受付場所】子ども支援課(役場1階③番窓口)

申込締切日	利用可能日	申込締切日	利用可能日	申込締切日	利用可能日
4月15日(水)	5月1日(金)	8月14日(金)	9月1日(火)	12月15日(火)	令和9年1月4日(月)
5月15日(金)	6月1日(月)	9月15日(火)	10月1日(木)	令和9年1月15日(金)	2月1日(月)
6月15日(月)	7月1日(水)	10月15日(木)	11月2日(月)	2月15日(月)	3月1日(月)
7月15日(水)	8月1日(土)	11月13日(金)	12月1日(火)		

※受付開始日は各利用可能日の前月1日からです。(土・日・祝日の場合翌平日)

※緊急で児童クラブを利用する必要がある場合(保護者の急病等)は、子ども支援課までご相談ください。

【3】長期休業期間のみ申込(終業式・始業式含む)

【受付場所】子ども支援課(役場1階③番窓口)

長期休業(終業式・始業式含む)	申込開始日	申込締切日
夏季休業(7/17~8/26)	令和8年5月19日(火)	6月19日(金)
冬季休業(12/23~1/8)	10月20日(火)	11月20日(金)
春季休業(3/24~4/8)	令和9年1月19日(火)	2月19日(金)

※長期休業期間のみ申込の場合は()内の期間の利用になります。

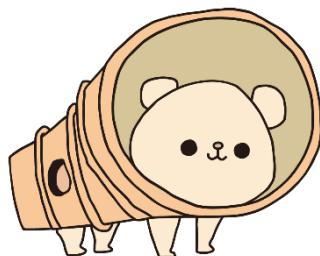
月をまたがり、ひと月のみ利用する場合は『通常申込』によりお申込み願います。(春季休業を除く)

※利用期間の延長はできません。『通常申込』によりお申込み願います。

※長期休業期間のみ利用の場合は、学年問わず正午までの勤務時間でも利用対象とします。

期限厳守になります。(再提出の場合でも期限の延長はできません)

申込開始日・締切日に間違いがないようご確認の上、申込み願います。



7 手続きの流れ

一斉申込・通常申込・長期休業期間のみの申込も基本的な流れは同じです。

【1】申込書を受け取る

対象者	利用案内配布	配布場所
令和8年度 新1年生	10月15日(水)から	子ども支援課(③番窓口)
令和8年度 2~6年生(新規のみ)	11月 4日(火)から	子ども支援課(③番窓口)
令和8年度 2~6年生(継続)		現在利用中の児童クラブ

※申込に必要な書類は、利府町ホームページからもダウンロードできます。

(右側の QR コードからホームページにアクセスできます。)



【2】書類を提出する

全ての書類のご準備が出来たら、各提出場所に提出してください。

※期限厳守になります。(再提出の場合でも期限の延長はできません) 詳しい提出期限は P3-4 をご覧ください。

【新1年生・2~6年生(新規のみ)】→子ども支援課

【2~6年生(継続)】→現在利用中の児童クラブ

【通常申込・長期休業期間のみ申込】→子ども支援課

} 一斉申込のみ



【3】登録の決定

- (1)一斉申込により申込をした方については、**令和8年2月中旬頃に利用の可否を通知**します。
- (2)通常申込・長期休業期間のみ申込をした方については、各申込締切日から1週間程度で利用の可否を通知します。
- (3)利用申込が定員を超えた場合は、児童クラブの定員に応じて、低学年の児童など優先度の高い方から、利用決定するため、利用をお待ちいただくことがあります。



【4】利用決定後の流れ

- (1)一斉申込をした方については、**令和8年3月上旬頃に各児童クラブで保護者説明会を開催**します。
利用方法や準備物等について説明しますので参加願います。
- (2)通常申込または長期休業期間のみ申込をした方については、利用する児童クラブにて説明を受けていただきます。説明の日程等については、利用決定通知と併せて通知します。
- (3)利用決定通知書と合わせて、口座振替依頼書も同封いたしますので、登録をお願いいたします。



利用開始

8 必要書類

・申込書の記入には黒のボールペンを使用してください。(消せるボールペン不可)

<全ての方が提出するもの>

No.	提出書類	備考
1	児童クラブ利用申込書	過去に利用したことがある方でも再度提出が必要になります。
2	児童状況調査表	
3	同意書	

<該当する利用要件に応じ提出するもの>

保護者及び同居している家族(令和8年度中に19~64歳に該当される年齢の方)全員分の書類が必要です。

No.	状況	提出書類	備考
4	保護者が会社等で勤務している場合	勤務証明書	(1)保育所の「就労証明書」は使用できません。 (2)自書不可の書類です。不備があると再提出となるので、ご注意ください。 (裏面のチェックリストをご活用ください)
5	保護者が自営業等で勤務している場合	自営(内職)申告書	自営業内容を記入してご提出ください。
6	保護者が障がいを有する場合	診断書・各種手帳の写し	氏名、交付年月日、障害名の記載がある箇所をご提出ください。
7	保護者が疫病又は負傷の状態にある場合	医療機関の診断書の写し	個人と療養期間を確認できるものをご提出ください。
8	保護者が疫病又は負傷の状態にある親族を常時介護している場合	介護対象者の診断書・各種手帳の写し	個人を確認できる箇所をご提出ください。
9	保護者が産前産後期間中である場合	母子健康手帳の写し	個人と出産予定日が確認できる箇所をご提出ください。
10	保護者が大学や専門学校等に通学している場合	在学証明書の写し又は合格通知書の写し等	個人と在学期間を確認できる箇所をご提出ください。
11	その他、保護者が児童を保護できない特別な理由がある場合	申立書、当該理由が確認できる書類	児童を保護できない状況を記載したものをご提出ください。 ※審査の結果、利用許可ができない場合があります。

<その他の状況に応じ提出するもの>

No.	状況	提出書類	備考
12	児童が障がい等を有する場合	児童の身体障害者手帳などの写しもしくは各種診断書の写し	氏名、交付年月日、障害名の記載がある箇所をご提出ください。 (1年以内に取得したものが有効)
13	転居予定で、転居先の児童クラブに申し込む場合	転居先の住所が確認できるもの(土地売買契約書・賃貸契約書の写し)	氏名、住所を確認できる箇所をご提出ください。

9.申込書類チェックリスト(不備がないか確認する際にご使用ください)

児童クラブ利用申込書・児童状況調査

- 「保護者(納入義務者)」の名前は使用料を納入する口座名義人と同一人になっている。
(口座の登録は利用決定後に案内します。【P2 4使用料(3)参照】)
- 「家庭の状況」に、世帯分離を問わず同居している方全員分の情報が記入されている。
- 「緊急連絡先」に、確実に連絡が取れる番号が記入されている。
- 「配慮してほしいこと・発達面又は集団生活において心配なこと」に記入がされている。(「特になし」不可)
(児童クラブでの生活での参考にするため、必ず記入してください。)
 - ・児童に障がいがある又は診断等が出ている方
- 児童状況調査に障害に関する情報が詳しく記入されている。
(各種手帳の写し・診断書の写しを併せて提出してください。**「1年以内に取得したものが有効」**)

勤務証明書

- 準備した書類は「勤務証明書」である。(保育所の「就労証明書」は**使用できません。**)
 - 証明日が**1か月以内**である。
(窓口で申込みされる日付から逆算し、**1か月**を過ぎたものは**使用できません。**)
 - 就労される可能性がある曜日すべてに○がついている。
(土曜日勤務の可能性がある方は就労時間の「土」に○がついているか、
もしくは備考欄に土曜勤務の可能性があることが記入されているか確認してください。)
 - その他不備はありませんか(記入漏れ・日付の間違い)
 - ・職場復帰予定の方
 - 復帰予定日が児童クラブ利用希望期間よりも後になっている。
- ※「自書不可のため不備があると、再提出となります。」**

同意書

- 内容を確認し、児童名・保護者氏名が記入されている。(日付は窓口で記入していただきます。)

10 よくあるお問い合わせ

No.	お問い合わせ内容	回答
1	求職活動中でも児童クラブを利用することはできますか？	求職活動中は原則児童クラブを利用することはできません。
2	変則就労で勤務時間が決まっていない場合、児童クラブへの登録は可能ですか？	放課後の時間帯に勤務する場合は登録が可能です。 (詳細は【P1 勤務時間の条件】をご確認ください。) ただし、勤務がない日や時間については利用することはできません。
3	保育所の「就労証明書」で申し込むことはできますか？	「就労証明書」で児童クラブに申込みすることはできません。 必ず「勤務証明書」での提出をお願いします。
4	自営業の場合、どのような書類が必要になりますか？	勤務証明書の代わりに自営(内職)申告書が必要になります。
5	同一世帯内に単身赴任をしている人がいる場合、勤務証明書は必要ですか？	必要です。なお、勤務証明書の本人住所欄には、単身赴任先の住所を記入してください。
6	きょうだいで申し込む際には、提出書類は1部でよいですか？	申込みされるきょうだい全員分の書類が必要です。 なお、勤務証明書等は、写して構いません。
7	利用の可否はいつわかりますか？	(1)一斉申込に申込をされた方は、令和8年2月中旬頃に通知します。 (2)通常申込み・長期休業期間のみの申込をされた方は、各申込締切日から1週間以降に通知します。
8	通年利用に申込みましたが、長期休業期間のみの利用に切り替えたい場合はどうすればよいですか？	利用期間の切り替えは行っていません。 一度利用中止の手続きを行ってから、再度ご利用予定の期間に申込みをお願いします。 (再度申込みをされる際も、すべての書類が必要になります。)
9	口座振替について、口座を変更したい場合どうすればよいですか？	再度、口座振替申込みの手続きをお願いします。 口座振替依頼書は子ども支援課でお渡します。
10	児童クラブを月に一度も利用しなかつたが、使用料はかかりますか？	児童クラブに登録している間は、使用料をご負担いただきます。 利用する見込みがなくなった場合は、子ども支援課で必ず利用中止手続きを行ってください。
11	転職・契約の更新があった場合、新たな勤務証明書の提出は必要ですか？	必要です。新たな勤務証明書と児童クラブ利用児童状況変更届の提出をお願いします。 (子ども支援課及び各児童クラブで配布しております。)

【参考】児童クラブの開設場所及び定員

名称	開設場所	電話	定員
利府小児童クラブ	中央二丁目11番地2 (中央児童センター内)	022-385-7707	120名
利府小第二児童クラブ	利府字城前1番地 (利府小学校敷地内)	022-356-3955	80名
葉山児童クラブ	葉山一丁目3番地1 (東部児童館)	022-767-8150	80名
利府二小児童クラブ	神谷沢字後沢31番地1 (利府第二小学校敷地内及び校舎内)	022-255-0655	110名
利府三小児童クラブ	森郷字後楽東1番地5 (利府第三小学校敷地内)	022-767-6543	120名
しらかし台小児童クラブ	しらかし台一丁目9番地 (しらかし台小学校体育館内)	022-767-3758	120名
青山小児童クラブ	青山三丁目45番地1 (青山小学校体育館内)	022-356-9458	120名
菅谷台小児童クラブ	菅谷台三丁目16番地 (西部児童館)	022-781-9895	80名
菅谷台小第二児童クラブ	菅谷台四丁目40番地 (菅谷台小学校体育館内)	070-1141-5557	35名

児童クラブでの生活

(1)通常開所(平日)

時間	行動
午後1時30分	開所・児童登所 連絡帳の提出 手洗い・うがい・検温・消毒
午後3時	学習時間 自由遊び 室内遊びや外遊び
午後5時	最終ひとり帰り時間※ お迎えによる降所
午後7時	閉所

(2)1日開所(土曜日・長期休業期間・振替休日等)

時間	行動
午前8時 (土曜日は午前9時)	開所・児童登所 連絡帳の提出 手洗い・うがい・検温・消毒
午前9時	朝の会
午前10時	学習時間(30分~1時間) 自由遊び・デイリープログラム
正午	昼食(お弁当)・お腹休め
午後3時	おやつ 自由遊び
午後5時 (土曜日は午後5時まで)	最終ひとり帰り時間※ お迎えによる降所
午後5時以降	閉所
午後7時	

※長期休業期間中は、児童の生活リズムを崩さないために、**8時30分までの間に登所**してください。

※下記の時間以降は、保護者の方のお迎えが必要になります。

3月~9月:午後5時(三小児童クラブのみ午後4時30分)

10月~2月:午後4時30分(三小児童クラブのみ午後4時)

利府町保健福祉部 子ども支援課 子ども企画係

TEL:022-767-2193 FAX:022-767-2102 メールアドレス:kodomo-kikaku@rifu-cho.com